

第1章 志木市業務継続計画の基本方針

1 計画策定の方針

東京湾北部地震などの大地震に備え、市民の生命、生活及び財産の保護をするため、人員やライフラインなどが制約された状況において、非常時優先業務をなるべく中断させず、また中断した場合でも早急に復旧するために市が行うべき事項を定める。

2 志木市業務継続計画の基本方針

《基本方針1》

- 地震発生時においては、市民の生命、生活及び財産を保護し、被害を最小限にとどめることが市の第一の責務であるため、災害応急対策を中心とした非常時優先業務を最優先に実施する。

《基本方針2》

- 非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止・抑制する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。

《基本方針3》

- 非常時優先業務の実施に必要となる人員を確保するため、非常時優先業務をさらに精査するとともに、あらかじめ優先順位を定めておく。

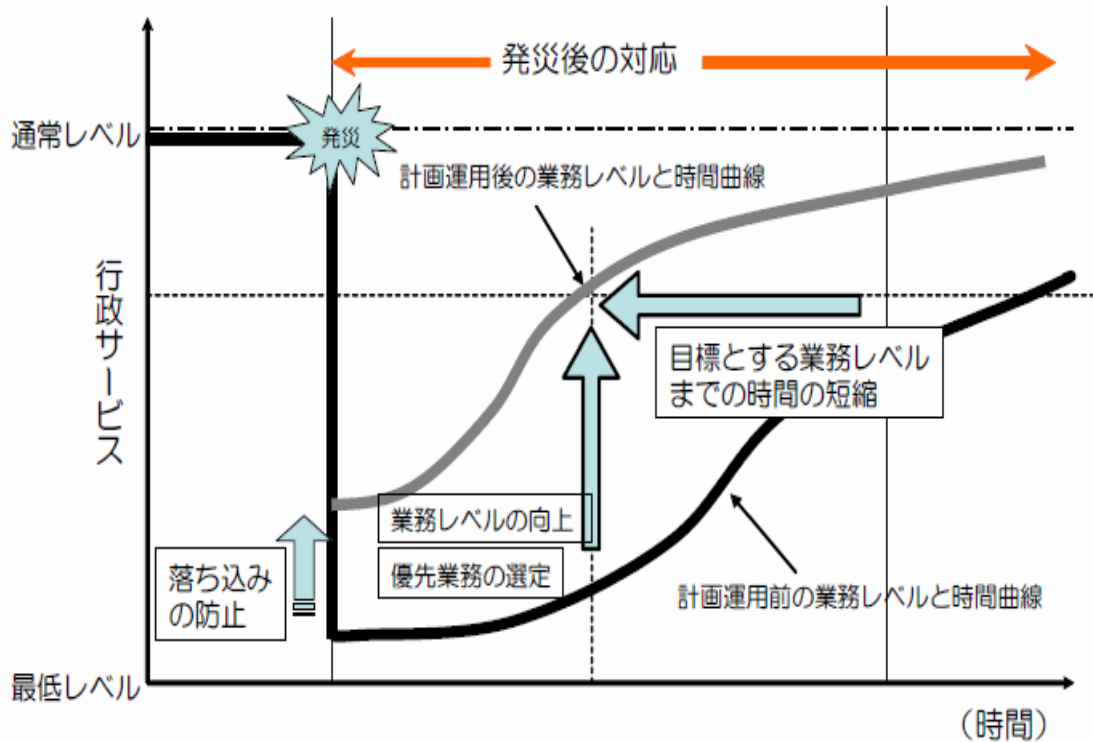
3 業務継続計画とは

志木市業務継続計画(以下、「本計画」という。)とは、災害発生時に住民の生命、生活及び財産を保護し、社会経済活動を維持するために、優先して遂行する業務(非常時優先業務)を効果的に遂行するうえで、必要な資源の準備や対応方針、手段を定め、かつ復旧を早めるための計画である。

すなわち、①事前対策、②災害発生後の対応、③平常時のBCP(Business Continuity Plan 業務継続計画)の維持・管理、④継続的な見直しの各要素すべてを含むものである。

大規模地震等の自然災害発生時には、市庁舎も被災し、職員や市内公共施設及び各種インフラ等に被害が生じることが想定される。職員はこうした状況のなかでも、志木市地域防災計画(以下、「地域防災計画」という。)に基づき、迅速かつ的確な災害応急対応が求められるのに加え、市民生活に重大な影響をもたらす行政サービス等の通常業務についても、継続実施や早期再開が求められることになる。こうした事態に備えて業務を中断させない、又は早急に復旧させるための取り組みについて定めるものである。

業務継続計画導入による効果



4 想定する危機事象

本計画の策定に当たっては、ある程度の切迫性が高く、市内及び市有施設等を含め、人・もの・情報・ライフラインなどに対する大きな被害が予測される「東京湾北部地震」（「平成26年度志木市地域防災計画」）を危機事象とする。

また、大地震のような甚大な被害が予測される危機事象を対象に業務継続計画を策定することにより、他の災害などの危機事象についてもある程度の応用が利くものとする。

5 地域防災計画との関係

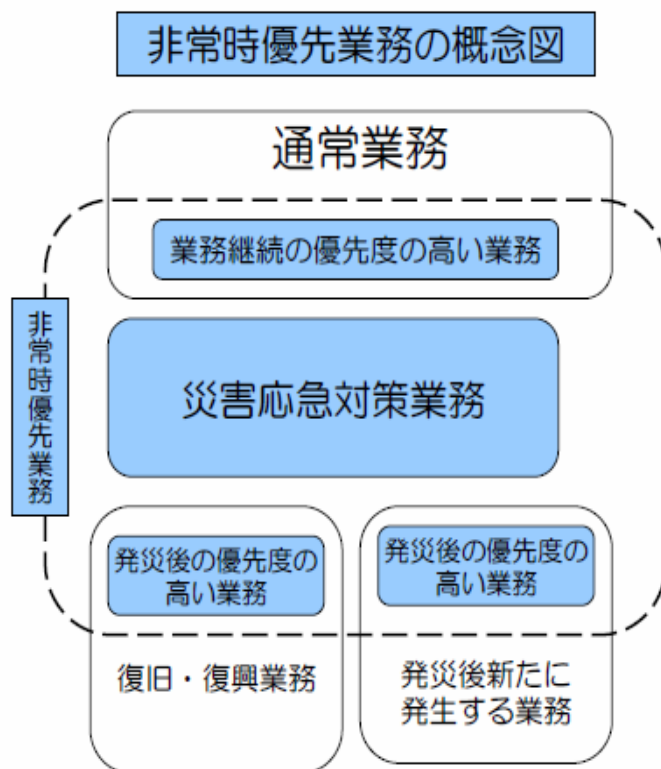
地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、震災予防から応急対策、復旧・復興まで、長期的な施策も含めた幅広い取り組みを定めた計画である。

一方、本計画は、市自体も被害を受けるなか、市が災害時に優先的に取り組むべき業務を非常時優先業務としてあらかじめ抽出し、制約された資源を効率的に投入することを明らかにすることで、業務遂行の実効性を確保するための計画である。

非常時優先業務のうち、「応急対策業務」、「優先度の高い復旧・復興業務」は、地域防災計画に基づく業務である。業務遂行上の前提条件や通常業務実施の是非等の点で地域防災計画と本計画は異なる計画となっているが、両計画は個別独立して存在すべきものではなく、市として両者の整合性を図っていく必要がある。

【用語の定義:非常時優先業務】

非常時優先業務は、災害発生後の限られた資源のなかにあっても、市の復旧・復興や市民生活を維持するために、他の業務に優先して継続・早期復旧を図らなければならない緊急性の高い業務をいう。下図のとおり、「災害応急対策業務」と「通常業務、復旧・復興業務、発災後新たに発生する業務のうちの優先度の高い業務」に区分することができる。



【非常時優先業務の概念図】

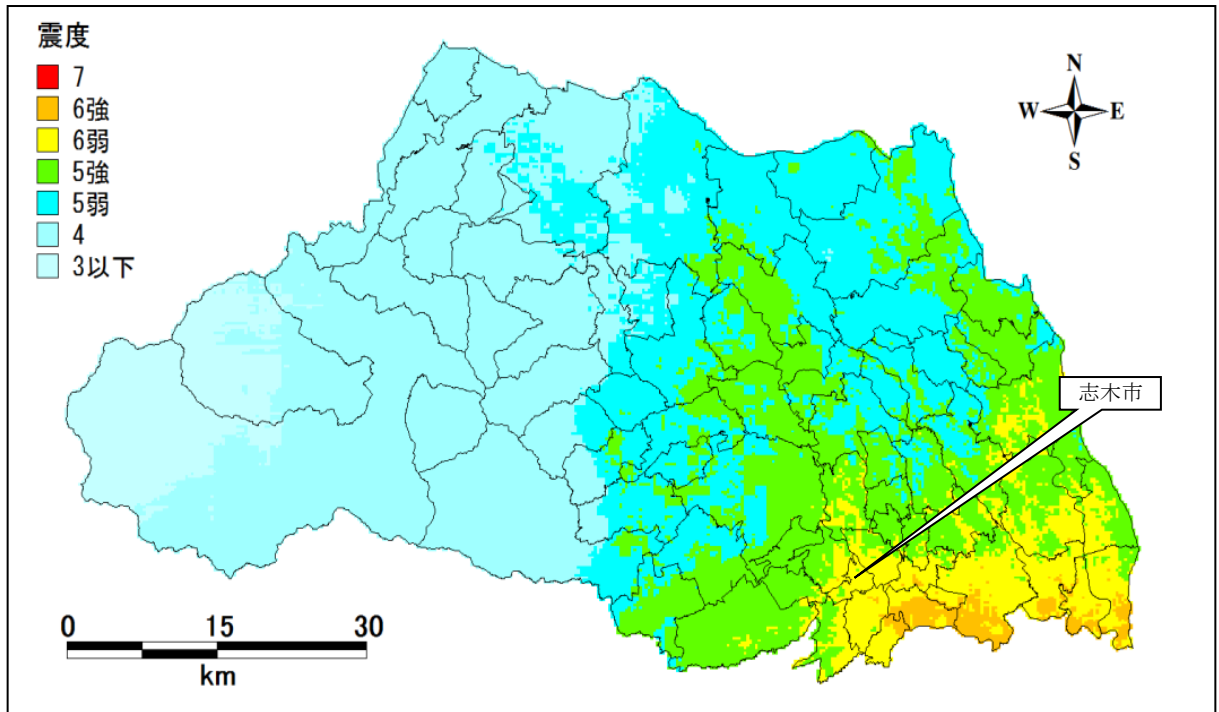
6 計画の発動基準

- 市内に震度5強以上の地震が発生した場合、本計画は自動的に発動するものとする。
また、市内に震度5強以上の地震が発生した場合以外においても、市長の判断に基づき、本計画を発動するものとする。
- 市長は、通常体制への復帰が相当であると判断したときは、その旨の指示を行うものとする。
- 本計画が発動された場合は、関連する計画に優先して適用されるものとする。

第2章 被害想定

1 想定地震

本計画において想定する地震は、市において、揺れによる被害が最も多いと想定される東京湾北部地震とする。想定では、以下のとおり志木市の最大震度が震度6弱(マグニチュード7.3)の揺れに見舞われるとされている。



「埼玉県地震被害想定調査報告書(平成26年3月)」

2 発災の季節・時刻・風速のケースの設定

業務継続計画の策定に当たっては、埼玉県地震被害想定調査報告書(平成26年3月)のケース区分のうち、次の3つのケースをもとに検討した。

(1) 冬の朝5時、風速8m/s

- ・ 大多数の人が住宅におり、住宅倒壊による死傷者が最も多くなる。
- ・ 市職員は、自宅等で被災

(2) 夏の12時、風速8m/s

- ・ 大多数の人が通勤先、通学先におり、日中の平均的なケース
- ・ 市職員は、勤務場所で被災

(3) 冬の夕方18時、風速8m/s

- ・ 火の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース
- ・ 市職員の半数は帰宅途上、半数は勤務場所で被災

3 市内全体の被害想定(外部環境)

(1) 人的被害及び物的被害

本計画における市の人的被害及び物的被害は、地域防災計画に基づき、以下のとおりとした。

●東京湾北部地震の人的被害予測 (単位:人)

	冬5時 8m/s	夏12時 8m/s	冬18時 8m/s
死者	7	4	5
負傷者	115	56	78
うち重傷者	7	4	6

●避難者数予測結果 (単位:人)

	冬5時 8m/s	夏12時 8m/s	冬18時 8m/s
1日後	1,484	1,453	1,569
1週間後	2,275	2,245	2,360
1ヶ月後	1,484	1,453	1,569

●建物被害の想定 ()は全壊、半壊率%

地震名	項目		揺れによる被害		液状化による被害		揺れ+液状化被害	
	全壊数	半壊数	全壊数	半壊数	全壊数	半壊数	全壊数	半壊数
東京湾北部地震	89 (0.60)	726 (4.88)	100 (0.68)	174 (1.17)	190 (1.27)	900 (6.06)		

(2) ライフラインの被害

震度6強となる地域ではライフラインやインフラ等に被害が発生し、利用が制限されることが想定される。

また、電話や道路等は、それ自体に被害が発生していなくとも、地震発生後に利用が集中することによって、通常どおりに利用できなくなると考えられる。

① 停電世帯数

市の停電世帯数は、夏12時のケースで、風速8m/sの場合が737世帯(停電率2.59%)、冬5時のケースで、風速8m/sの場合が726世帯(停電率2.56%)と予測される。また、冬18時のケースで、風速8m/sの場合は767世帯(停電率2.70%)である。

② 電話不通回線数

市の電話の不通回線数は、夏12時8m/sのケースで89回線(不通率0.19%)、冬5時8m/sのケースで75回線(不通率0.16%)、冬18時8m/sのケースで130回線(不通率0.27%)が不通となり、火災危険度の高い冬18時のケースにおいて被害が大きくなっている。

③ 都市ガス供給停止件数

都市ガスの供給停止は、19,112件(供給停止率100%)と予測される。

④ 上水道配水管被害及び断水世帯数

市の上水道配水管被害及び断水世帯数は、配水管の被害が16か所発生し、1日後には、4,978世帯(断水率17.5%)が断水すると予測される。

⑤ 下水道被害及び機能支障人口数

市の下水道施設の被害及び機能支障人口数は、35km(被害率16.3%)の管渠被害が発生し、機能支障人口は、11,303人と予測される。

(3) 避難者及び帰宅困難者の発生

被害想定から、東京湾北部地震の発災時の帰宅困難者数(県外在住者を含む埼玉県内滞在者)は、内閣府(2013)の手法による予測結果によると、平日夏12時のケースで最も多く3,746人、休日夏12時のケースで3,707人、平日冬18時のケースで2,856人、休日冬18時のケースで2,981人と見込まれ、これらの方が避難所等へ避難することから、避難所の運営等には多くの職員の労力が割かれることが予想される。

(4) 道路・交通機関への影響

市の道路被害は、震度6強又はPL値(液状化指数)15以上のメッシュに存在する橋梁数は0と予測される。

また、市の鉄道被害は、震度6強以上で東武東上線において0kmと予測される。

4 市業務等への影響(内部環境)

想定する地震が発生した場合、市の業務に対して以下のような影響が懸念される。そのため、特に、非常時優先業務の継続にあたっては、最低限必要な資源を把握しておき、必要量を確保して優先的に利用するための準備を行う必要がある。

(1) 職員の被害と参集への影響

平日の勤務時間中に発災した場合、ほとんどの職員は勤務中であり、オフィス家具や事務機器の転倒等による負傷者が多数発生する可能性がある。

一方、夜間、休日等の勤務時間外に発災した場合には、ほとんどの職員が自宅滞在中であり、参集が遅れる、又は参集できない可能性がある。

特に、市外に住む職員は、鉄道被害や道路の閉鎖などにより参集が大幅に遅れることが予想されることから、全ての職員が被災する可能性があることを前提として、日頃より、執務スペースの整理や耐震対策、徒歩等(徒歩、自転車、バイク)による参集に備えておく必要がある。

志木市における職員の参集予測は、「志木市業務継続計画(地震編)資料」のとおりである。

(2) 庁舎機能の確保への影響

市庁舎は、想定する地震により倒壊する可能性が高いが、倒壊しない場合は、固定されていないオフィス家具や事務機器が転倒する等、執務スペースの確保が困難になるとともに、エレベーターの停止により、閉じ込め被害が発生することも予想される。

また、停電や通信の不通等ライフラインの被害により、端末や一般電話・ファックス、IP電話器、テレビ等の利用が制限され、職員の安否確認や関係機関との連絡に支障をきたすことが予想される。

さらに、公共施設等では、駅や繁華街、大規模集客施設等に溢れた滞留者や帰宅困難者が避難してくることで、施設内の安全確保や来庁者案内等の業務負荷が増大する可能性がある。

一方、庁舎が機能している場合でも、災害対応は広範にわたり、職員が大幅に不足することが想定されることから、優先度の高い通常業務は、優先順位及び参集場所に応じて業務を取捨選択し、どの市有施設でどのようなサービスを行うかを決定する必要がある。

●市所有の公共建築物の耐震化率

項 目	対 応 状 況												
耐震化	○ 防災上重要な公共建築物27棟の耐震化率は、77.80%である。 (平成27年度末)												
	<内訳>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>公共建築物</th> <th>耐震化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部が設置される市庁舎</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>いろは遊学館(災害対策本部の代替施設)</td> <td>100.00%</td> </tr> <tr> <td>避難所(小学校)</td> <td>100.00%</td> </tr> <tr> <td>避難所(その他)</td> <td>68.75%</td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td>100.00%</td> </tr> </tbody> </table>	公共建築物	耐震化率	災害対策本部が設置される市庁舎	0.00%	いろは遊学館(災害対策本部の代替施設)	100.00%	避難所(小学校)	100.00%	避難所(その他)	68.75%	消防署	100.00%
	公共建築物	耐震化率											
	災害対策本部が設置される市庁舎	0.00%											
	いろは遊学館(災害対策本部の代替施設)	100.00%											
	避難所(小学校)	100.00%											
避難所(その他)	68.75%												
消防署	100.00%												

●災害対策本部が設置される市庁舎で想定される状況

項 目	想 定 さ れ る 状 況
電 力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 停電時の電力供給は、非常用発電機により必要最小限の範囲に供給する。最大72時間 ○ 停電時の電力供給の第一優先順位は、消防及び災害対策本部に係る設備とする。 ○ 停電時の一般事務室への電力供給は、全ての供給は困難なため、平常時の4分の1程度になる。 <ul style="list-style-type: none"> ・照明は、各事務室4分の1 ・各OA機器4分の1
通 信 (電 話)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 固定電話 ○ 携帯電話 ○ 防災行政無線(同報系、移動系、衛星系) ○ MCA無線
ガ ス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市ガスは、安全措置によりガスの供給が中断する。 ○ ガスの復旧は、数日から1か月程度を要する。
上水道・下水道	○ 上水道が停止した場合は、受水槽から給水する(概ね2日間)。

(3) 情報システムへの影響

住民サービスに関わる大半の業務は情報システムで運用しており、システムやネットワークの中断は、各所属の業務継続に多大な影響を与えるため、耐震化対策はもとより想定被害に対する代替策や早期復旧体制を構築しておくことが重要となる。

このため、情報システムの耐震化、非常用発電機による同システムの運用継続体制、並びに各所属が独自に管理するサーバーの早期復旧体制を確立しておく必要がある。

項 目	想 定 さ れ る 状 況
情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震措置や固定していないサーバーが転倒により損傷する。 ○ 個人パソコンの落下転倒によりハードディスクが損傷する。 ○ 耐震措置や固定していないサーバーは、バックアップデータの回復を含めて2日目から復旧する。バックアップデータがない場合は、使用不能となる。

第3章 非常時優先業務

非常時優先業務とは、災害応急対策業務及び早期に着手すべき復旧業務に加え、住民の生命、生活及び財産を保護し、並びに都市機能維持に継続して行わなければならない通常業務を合わせたものとし、それぞれの選定基準は、次のとおりとする。

なお、災害対策業務及び通常業務の選定結果は、「志木市業務継続計画(地震編)資料」を参照とする。

1 災害応急対策業務

地域防災計画に定めている災害対策本部の事務分掌(班ごと)については、次の4段階の基準により、優先度を区分する。

優先区分		優先基準
発災当日	⇒	発災直後から直ちに活動を開始する。
1日～3日	⇒	発災直後ではないが、早急(3日以内)に対応する。
3日～1週間	⇒	1週間以内には活動を開始する。
1週間以上	⇒	ある程度状況が落ち着いてからが良い。

2 通常業務

各所属の事務分掌のうち、発災後も継続して実施する業務、又は一時中断した場合においても、早期に開始する必要がある業務を抽出し、優先度を決定する。

業務中断期間と影響の程度は、次の基準により、優先度を区分する。

優先度	優先基準
A	発災後直ぐに業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産、都市機能維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務
B	遅くとも発災後3日以内に業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産、並びに都市機能維持に相当の影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務
C	遅くとも発災後1週間以内に業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産、並びに都市機能維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務
D	発災後1週間以上は着手せず、中断が市民の生命、生活及び財産、並びに都市機能維持に直ちに影響を及ぼさないと見込まれる業務